

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

1. 個人の自家用ダンプの適法性を各現場、関係者へ周知し、排除防止を徹底して下さい。

「違法な白トラ対策チラシ・リーフ」が配布され、荷主規制の開始以前、以後も自家用ダンプの排除が各地で行われ、廃業者が続出しています。

しかし、2月10日事務連絡（自家用ダンプの使用について）の発出及び、4月24日衆院・国土交通委員会で金子恭之国土交通大臣は「自家用ダンプは各事業者との契約（労働者性）があれば、違法性はない」と答弁しています。

貴自治体に所在する近畿地方整備局・運輸局及び支局と協議し、個人の自家用ダンプが就労できるよう建設業界団体及び事業者、砕石・合材プラントへ、速やかに周知して下さい。

（回答）

○ 自家用ダンプカーの使用を含む車両の運用につきましては、契約形態のみならず、業務の実態等を踏まえて判断されるものと承知しております。

工事の円滑かつ適正な施工が図られるよう、受注者に対しては関係法令の遵守及び現場での適切な対応について引き続き周知してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

2. ダンプ労働者が交通安全を最優先にして働ける環境づくりのため、具体的な措置を講じて下さい。

（1）公共工事に於ける大型ダンプの標準積算の全国平均は、直接工事費で約 69,000 円、工事原価で約 87,000 円（税込み）です。貴自治体の発注工事現場における単価の支払い実態を掌握し、少なくとも直接工事費を上回る単価の支払いを各受注業者へ指導して下さい。

（回答）

○ 請代金の支払いに関する指導につきましては、受注者の責任のもとで行われる民間同士の契約内容に関わるものであるため、発注者として下請契約金額の妥当性を個別に判断することは困難です。

しかしながら、建設業法第 19 条の 3 においては、通常必要と認められる原価を下回る請負契約の締結が禁止されています。

このため、発注者としては、これらの動向も踏まえ、受注者に対し適正な下請契約となるよう引き続き指導してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

3. ダンプの過積載根絶と交通安全の推進について

（１）国が適用している『「ダンプ規制法第 12 条団体等」である建交労加入ダンプに対して、個別現場で優先使用措置』が取られるよう請負者を指導して下さい。「現場説明書・指導事項」を曲解し、遵守を怠る請負者に対しては、出先事務所や出張所の責任者から正確な指導をするよう事務連絡等の通知をして下さい。

（回答）

- 大阪府においては、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」等に基づき、過積載による違法運行の防止について受注者へ指導しています。

あわせて、ダンプ規制法の趣旨を踏まえ、適正な運搬体制の確保の観点から、同法第 12 条に規定する団体の使用促進についても受注者に対し周知・指導を行っているところです。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

3. ダンプの過積載根絶と交通安全の推進について

（2）ダンプの過積載が各地で増加しています。過積載根絶の有力手段として過積載防止装置（重量リミッター）の開発と装着義務化について政府機関へ上申して下さい。

（回答）

- 重量リミッターの開発や装着義務化については、自動車の構造・装置に関する制度に関わるものであり、国土交通省において検討されるべき事項であると認識しています。

過積載防止対策の重要性を踏まえ、現場における過積載防止対策の取組状況や課題等について、今後、機会を捉えて国へ情報提供してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

4. 「盛土規制法」の施行に合わせて、発注者・元請が建設発生土の管理を徹底して下さい。

（2）貴自治体の責任で適正に管理された処分場やストックヤードを確保して下さい。また、建設発生土処分は元請業者に最終処分場まで管理をさせるよう盛土規制法等の改正を国へ上申して下さい。

（回答）

○ 各工事の建設発生土については、原則として公共工事間での流用を図るため、処分地を指定して発注しております。

なお、流用が困難で民間の処分地へ搬出する場合には、受注者に対し、関係法令を踏まえ、搬出先の適正性について事前確認を徹底するよう指導しております。

【波線部に対する回答】

○ 盛土規制法の施行にあわせて、国土交通省が所管する資源有効利用促進法が改正され、建設発生土の発生者（元請業者）に対し、搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領等の確認が義務化されました。

盛土規制法の適正な運用を図っていく中で、国に対して建設発生土の管理が適切に行われるよう、必要に応じて関係法令の運用面での徹底を求めています。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課

住宅建築局 公共建築室 計画課

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課（波線部について回答）都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課（波線部について回答）

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

4. 「盛土規制法」の施行に合わせて、発注者・元請が建設発生土の管理を徹底して下さい。

（3）建設発生土の運搬については、ダンプ運転手に搬出先などの情報（名称・所在地、搬出量など必要書類）が書面にて通知されるよう措置すること。

（回答）

○ 資源有効利用促進法の趣旨も踏まえ、引き続き受注者に対し、ダンプ運転手を含め関係者へ必要な搬出先情報が適切に共有されるよう指導してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

5. 労災保険の特別加入の促進について

（1）建設職人基本計画の主旨に基づき、車持ちダンプ労働者など一人親方の就労者が「労災保険の特別加入制度」に加入するよう、関係省庁・業界団体等と連携して具体策を講じて下さい。

（回答）

- 社会保険関係パンフレットの配布等により受注者等に対して制度の周知を図るなど、引き続き、一人親方の労働災害防止と生活の安定に資するよう、労災保険特別加入制度の普及啓発に努めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

5. 労災保険の特別加入の促進について

（2）また、法定福利費を確保する立場に立ち、「一人親方労災保険料相当分」がダンプなど当該の就労者に支払われるよう措置を講じて下さい。

（回答）

- 「一人親方労災保険料相当分」を含めた費用の支払いについては、民間事業者間の契約に関わるものであることから、支払内容に直接関与することには限界があります。

しかしながら、一人親方の労災保険への加入促進や適正な就労環境の確保の観点から、当該費用を含む必要な経費が適切に確保されるよう、引き続き受注者に対して周知・啓発に努めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

6. 貴自治体の発注工事現場で働く車持ちダンプ労働者に対して、受注企業の責任で「建退共証紙」が貼付されるよう指導を徹底して下さい。
工事を受注した各企業が実施している「新規入場者アンケート」の中に「建退共加入証明書及び手帳写し」を提出させ、「建退共制度」が二次以降の下請業者まで徹底されるよう指導して下さい。

（回答）

- 建退共制度の趣旨を踏まえ、建退共指導マニュアルや指導事項に基づき、元請業者を通じて二次以下の下請事業者を含め、建退共制度の適正な運用が図られるよう、受注者に対する指導に努めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課